

託送供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 正 後
I.基本事項～Ⅶ 保安等（略） 附 則 1. 実施期日 この約款は、 <u>2 0 2 5 年 2 月 1 0 日</u> から実施いたします。 2. 定期修理時等における取扱い～3. 約款等の閲覧場所 （略） 4. 乖離率に係る暫定的措置 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの期間に始めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間ににおける託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10) ③、2 4 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 1 0 パーセント）」と読み替えます。 （別表第 1）払い出すガスの圧力並びに払出エリア（供給区域）（1）～（3） （略） (4) 当社は以下の通り払出エリア（供給区域）を定めます。 ・ 新発田本社エリア <table><tr><td>1－1 供給区域（新潟県新発田市）</td></tr><tr><td>新富町 1・2・3 丁目 本 町 1・2・3・4 丁目 諏訪町 1・2・3 丁目 大栄町 1・2・3・4・5・6・7 丁目 中央町 1・2・3・4・5 丁目 大手町 1・2・3・4・5・6 丁目 御幸町 1・2・3・4 丁目 住吉町 1・2・3・4・5 丁目 西園町 1・2・3 丁目 城北町 1・2・3 丁目 緑 町 1・2・3 丁目 中田町 1・2・3 丁目 小舟町 1・2・3 丁目 中曽根町 1・2・3 丁目 舟入町 1・2・3 丁目 新栄町 1・2・3 丁目 富塚町 1・2・3 丁目 東新町 1・2・3・4 丁目 豊 町 1・2・3・4 丁目 道 賀 曾 根 岡 田</td></tr></table>	1－1 供給区域（新潟県新発田市）	新富町 1・2・3 丁目 本 町 1・2・3・4 丁目 諏訪町 1・2・3 丁目 大栄町 1・2・3・4・5・6・7 丁目 中央町 1・2・3・4・5 丁目 大手町 1・2・3・4・5・6 丁目 御幸町 1・2・3・4 丁目 住吉町 1・2・3・4・5 丁目 西園町 1・2・3 丁目 城北町 1・2・3 丁目 緑 町 1・2・3 丁目 中田町 1・2・3 丁目 小舟町 1・2・3 丁目 中曽根町 1・2・3 丁目 舟入町 1・2・3 丁目 新栄町 1・2・3 丁目 富塚町 1・2・3 丁目 東新町 1・2・3・4 丁目 豊 町 1・2・3・4 丁目 道 賀 曾 根 岡 田
1－1 供給区域（新潟県新発田市）		
新富町 1・2・3 丁目 本 町 1・2・3・4 丁目 諏訪町 1・2・3 丁目 大栄町 1・2・3・4・5・6・7 丁目 中央町 1・2・3・4・5 丁目 大手町 1・2・3・4・5・6 丁目 御幸町 1・2・3・4 丁目 住吉町 1・2・3・4・5 丁目 西園町 1・2・3 丁目 城北町 1・2・3 丁目 緑 町 1・2・3 丁目 中田町 1・2・3 丁目 小舟町 1・2・3 丁目 中曽根町 1・2・3 丁目 舟入町 1・2・3 丁目 新栄町 1・2・3 丁目 富塚町 1・2・3 丁目 東新町 1・2・3・4 丁目 豊 町 1・2・3・4 丁目 道 賀 曾 根 岡 田		
	変 更 	

託送供給約款 新旧対照表

弓 越	奥山新保	東塚ノ目
中谷内	島 潟	佐々木（但し、ＪＲ白新線の以南を除く）
西名柄	桑ノ口	五十公野
板 敷	長 畑	山 崎
舟 入	上中沢	小 見
小舟渡	則 清	下内竹
金 谷	西宮内	古 寺
上内竹（但し、古寺、山崎、下内竹に囲まれた区域とする）		
北蓑口	富 塚	西蓑口
日 渡	中曽根	
竹ヶ花	二ツ堂	切 梅
荒 町	乙 次	大 伝
小 坂	下飯塚	赤 橋
池ノ端	岡屋敷	戸板沢
月 岡	月岡温泉	
下中ノ目（但し、豊浦郷土地改良区５区の第８、第４、第５１、第７４号道路の以西を除く）		
本 田 （但し、本田土地改良区３号道路の以西を除く）		
竹俣万代（但し、県道豊浦・笹岡線以東とする）		
吉 浦 （但し、県道豊浦・笹岡線以東及びＪＲ羽越本線より北側の市道豊浦中央連絡線以東とする）		
万 代 （但し、市道万代村中線と県道豊浦・笹岡線以東に限る。647、650、676、687、688、689、691、738、740、743、746、759、763、764-1、766、790、792番地を除く）		
上中山 （但し、国道２９０号線以西、県道月岡停車場線・月岡線以北とする）		
人 橋	二ツ山	真野原外
真野原	米 子	元 郷
真野代	宮 吉	小 川
長 島	中 野	長者館
関 井	稲荷岡	下中沢
福 岡	富 島	古 田
真 中	南成田	住 吉
中 島	大中島	高 島
片 桐	藤塚浜（但し、落堀川左岸区域とする）	
湖 南	高山寺	古 楯
住 田	釜 杭	塚 田
下山田	二本木	野 中
平 山	草 荷	稲 荷
横 岡	古 川	吉 田
西 浦	川 尻	上今泉
下西山	押 廻	川 口

弓 越	奥山新保	東塚ノ目
中谷内	島 潟	佐々木（但し、ＪＲ白新線の以南を除く）
西名柄	桑ノ口	五十公野
板 敷	長 畑	山 崎
舟 入	上中沢	小 見
小舟渡	則 清	下内竹
金 谷	西宮内	古 寺
上内竹（但し、古寺、山崎、下内竹に囲まれた区域とする）		
北蓑口	富 塚	西蓑口
日 渡	中曽根	
竹ヶ花	二ツ堂	切 梅
荒 町	乙 次	大 伝
小 坂	下飯塚	赤 橋
池ノ端	岡屋敷	戸板沢
月 岡	月岡温泉	
下中ノ目（但し、豊浦郷土地改良区５区の第８、第４、第５１、第７４号道路の以西を除く）		
本 田 （但し、本田土地改良区３号道路の以西を除く）		
竹俣万代（但し、県道豊浦・笹岡線以東とする）		
吉 浦 （但し、県道豊浦・笹岡線以東及びＪＲ羽越本線より北側の市道豊浦中央連絡線以東とする）		
万 代 （但し、市道万代村中線と県道豊浦・笹岡線以東に限る。647、650、676、687、688、689、691、738、740、743、746、759、763、764-1、766、790、792番地を除く）		
上中山 （但し、国道２９０号線以西、県道月岡停車場線・月岡線以北とする）		
人 橋	二ツ山	真野原外
真野原	米 子	元 郷
真野代	宮 吉	小 川
長 島	中 野	長者館
関 井	稲荷岡	下中沢
福 岡	富 島	古 田
真 中	南成田	住 吉
中 島	大中島	高 島
片 桐	藤塚浜（但し、落堀川左岸区域とする）	
湖 南	高山寺	古 楯
住 田	釜 杭	塚 田
下山田	二本木	野 中
平 山	草 荷	稲 荷
横 岡	古 川	吉 田
西 浦	川 尻	上今泉
下西山	押 廻	川 口

託送供給約款 新旧対照表

	追 加	<table><tr><td>箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）</td></tr><tr><td>1－1 供給区域（新潟県北蒲原郡聖籠町）</td></tr><tr><td>全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く）を 除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目 （旧大字大夫興野に係る地区を除く）を除く</td></tr><tr><td>1－1 供給区域（新潟県阿賀野市）</td></tr><tr><td>下 里（但し、J R 羽越線以南を除く） 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市 道弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）</td></tr><tr><td>1－1 供給区域（新潟県新潟市北区太田）</td></tr><tr><td>（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄1-582号線より東側とする。）</td></tr></table>	箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）	1－1 供給区域（新潟県北蒲原郡聖籠町）	全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く）を 除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目 （旧大字大夫興野に係る地区を除く）を除く	1－1 供給区域（新潟県阿賀野市）	下 里（但し、J R 羽越線以南を除く） 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市 道弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）	1－1 供給区域（新潟県新潟市北区太田）	（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄1-582号線より東側とする。）
		箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）							
		1－1 供給区域（新潟県北蒲原郡聖籠町）							
		全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く）を 除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目 （旧大字大夫興野に係る地区を除く）を除く							
		1－1 供給区域（新潟県阿賀野市）							
		下 里（但し、J R 羽越線以南を除く） 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市 道弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）							
		1－1 供給区域（新潟県新潟市北区太田）							
		（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄1-582号線より東側とする。）							
		<table><tr><td>箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域） 三日市（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）</td></tr><tr><td>1－1 供給区域（新潟県北蒲原郡聖籠町）</td></tr><tr><td>全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く）を 除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目 （旧大字大夫興野に係る地区を除く）を除く</td></tr><tr><td>1－1 供給区域（新潟県阿賀野市）</td></tr><tr><td>下 里（但し、J R 羽越線以南を除く） 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市 道弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）</td></tr><tr><td>1－1 供給区域（新潟県新潟市北区太田）</td></tr><tr><td>（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄1-582号線より東側とする。）</td></tr></table>	箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域） 三日市（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）	1－1 供給区域（新潟県北蒲原郡聖籠町）	全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く）を 除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目 （旧大字大夫興野に係る地区を除く）を除く	1－1 供給区域（新潟県阿賀野市）	下 里（但し、J R 羽越線以南を除く） 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市 道弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）	1－1 供給区域（新潟県新潟市北区太田）	（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄1-582号線より東側とする。）
		箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域） 三日市（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）							
1－1 供給区域（新潟県北蒲原郡聖籠町）									
全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く）を 除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目 （旧大字大夫興野に係る地区を除く）を除く									
1－1 供給区域（新潟県阿賀野市）									
下 里（但し、J R 羽越線以南を除く） 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市 道弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）									
1－1 供給区域（新潟県新潟市北区太田）									
（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄1-582号線より東側とする。）									
・ 中条支店エリア（略） （別表第 2）～（付録 ）（略）									
・ 中条支店エリア（略） （別表第 2）～（付録 ）（略）									